

# 3階・4階病棟へ入院される患者様へ

平成21年7月1日以降より入院される患者様へ

## 入院医療費の計算方法が変更されます。

宮崎生協病院は、平成21年7月1日から厚生労働省の指定を受け「DPC（包括評価方式）」という新しい医療制度で入院医療費の請求を行なう病院となりました。対象病棟は、3階・4階病棟です（5階病棟は従来のままです）。

このため、平成21年7月1日以降に入院される患者様から、入院医療費の計算方法が変わります。

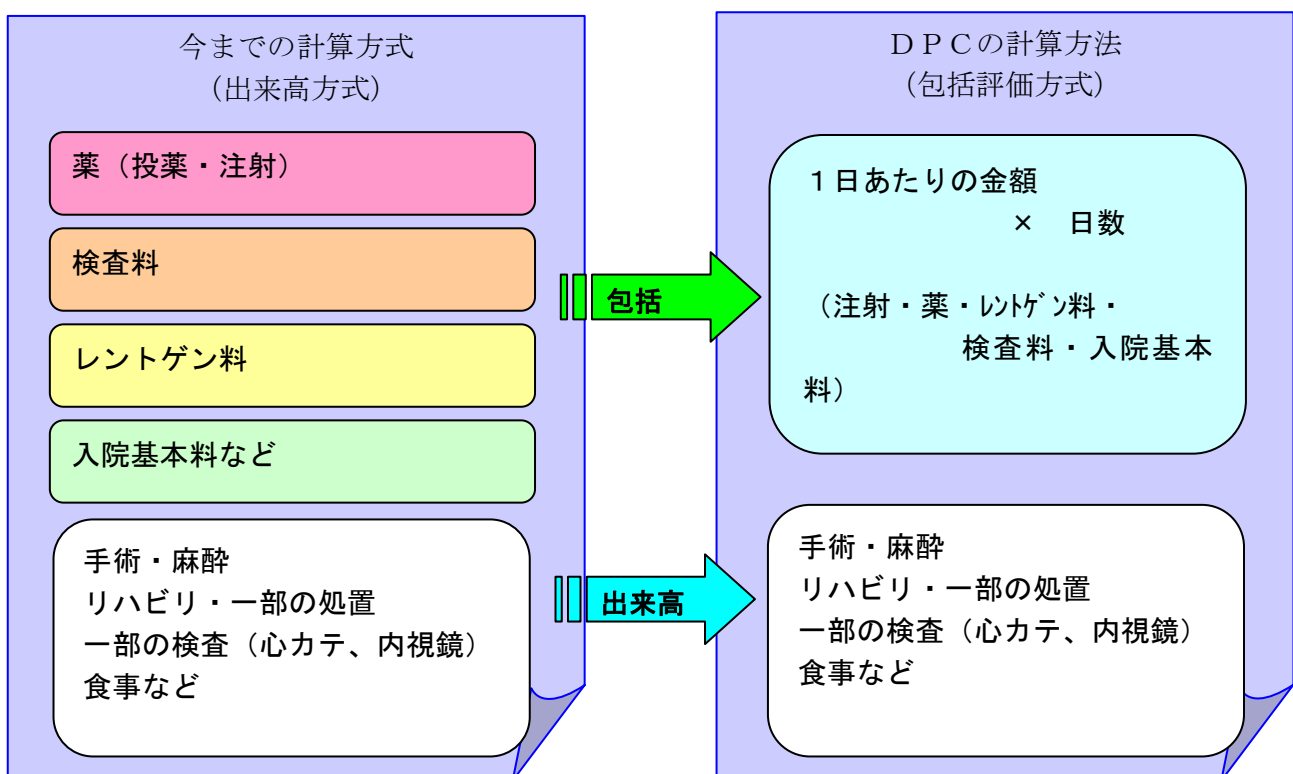
## DPC（包括評価方式）とは

$$\text{入院医療費} = \text{診断群分類ごとの1日の包括評価点数} \times \text{在院日数} \times \text{医療機関別係数} (\ast) \\ + \\ \text{出来高評価}$$

(※)「医療機関別係数」とは、病院の機能に応じて病院ごとに定められる一定の係数です。

これまでの計算方法は、診療行為ごとにかかったそれぞれの費用を合計し、入院医療費を計算する方法で「出来高方式」といいます。

「DPC（包括評価方式）」とは、入院される患者さまの病名や病状などをもとに手術や処置の内容に応じて、厚生労働省が定めた分類（診断群分類）ごとの1日当たりの定額（投薬、注射、処置、入院料等）と出来高（手術、リハビリ等）を組み合わせる新しい計算方法で以下のような計算式になります。



## D P C 制度に関する Q & A

Q: 診断群分類とは何ですか？

A: 診断群分類とは約 500 種類の主要な疾患(病気)を基本として手術、処置、副傷病名の有無などによりさらに 1,572 種類に分類したものです。

Q: すべの入院患者がこの制度の対象になるのですか？

A: 宮崎生協病院では、3階・4階病棟に入院される患者様が対象となります(5階病棟はDPCではなく、出来高となります)。また、患者様の病気の種類や診療内容に応じて、いずれかのDPC分類に該当すると主治医が判断した場合に、この制度の対象となります。よってDPCの分類に該当しない場合は、これまで通りの計算方法となります。

Q: DPCになると診療費は高くなりますか？安くなりますか？

A: 患者様の病気の種類や診療内容に応じて、1日当たりの医療費が決まるため、従来と比べて高くなることもあれば、安くなることもあります。

Q: DPCの対象となる病気でも出来高で計算してもらえますか？

A: 厚生労働省の定めにより、DPCの対象となる病気は出来高での計算が出来ません。ただし、健康保険以外(労災や交通事故など)はDPCの対象外です。

Q: 医療費の支払い方法は変わりますか？

A: 従来どおり月ごとのお支払いとなります。

ただし、下記の場合には、入院医療費の差額調整を行う場合があります。

入院後、病状の経過や診療の内容によって、入院医療を計算する「病名」が変更となった場合、既にお支払いいただいている前月分の医療費がある患者様については、ご退院の際に支払額との差額の調整を退院月にさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

Q: 高額療養費の扱いはどうなりますか？

A: 高額療養費制度の取り扱いは従来と変わりません。

## 患者様へのお願い

当院に入院される場合は、現在服用中のお薬を必ずご持参ください。よろしくお願いたします。